

## 公 告

静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第37条第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施して規則等を定めたので、同条例第41条第1項の規定により同項各号に掲げる事項を公示するため、次のとおり公告する。

令和4年4月14日

静岡市長 田辺 信宏

- 1 規則等の案の題名  
静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正について（案）
- 2 意見公募手続を実施した期間  
令和4年2月7日から令和4年3月9日まで
- 3 提出された意見  
提出された意見はありませんでした。
- 4 規則等の題名  
静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 5 規則等の内容  
別紙「公布文」のとおり
- 6 規則等の公布等年月日  
令和4年3月31日
- 7 規則等の案と定めた規則等の差異  
規則等の案と定めた規則等の差異はありません。